

令和3年度橋梁定期点検の結果について

1. 点検の概要

甲斐市では橋梁の定期点検として、「橋梁定期点検要領 平成31年3月 国土交通省道路局 国道・技術課」に準拠し近接目視を基本とした点検を行い、橋梁毎の傷み具合を以下の表-1及び表-2に示す区分に分類しました。

表-1 対策区分の判定区分

判定区分	判定内容
A	損傷が認められていないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C 1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
C 2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E 2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S 1	詳細調査の必要がある。
S 2	追跡調査の必要がある。

表-2 健全性診断の判定区分

区分		定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態。

「健全性の診断」と「対策区分の判定」は、それぞれの定義に基づいて判定を行いますが、一般には主要部材（主桁、床版、下部工、支承部）において次のような対応となります。

「I」：A、B

「II」：C 1、M

「III」：C 2

「IV」：E 1、E 2

2. 点検実施橋梁とその結果

令和3年度の定期点検は以下の表-3に示す40橋について実施しました。

表-3 点検実施橋梁とその結果

橋梁名(フリガナ)		路線名	橋長 (m)	対策区分の判定結果	健全性の診断結果	備考
無名橋	ムメイハシ	竜王田中線	2.2	B	I	
無名橋	ムメイハシ	玉川万才線	2.2	B	I	
無名橋	ムメイハシ	施餓鬼田五本松線	2.4	M	I	
無名橋	ムメイハシ	中央道側道万才東線	3.6	B	I	
無名橋	ムメイハシ	竜王元信玄橋線	4.8	B	I	
東側橋	ヒガシガワハシ	中沢東側線	2.3	B	I	
貢川橋	クガワハシ	大下条竜王赤坂線	10.6	M	I	
蟹河原橋	カニガワラハシ	蟹河原南線	10.6	C 1	II	
天狗沢大橋	テングサワオオハシ	蟹河原2号線	7.3	C 1	II	
泉橋	イズミハシ	蟹河原1号線	8.2	C 1	II	
大禄天橋	ダイロクテンハシ	大久保村前線	7.0	C 1	II	
大神橋	ダイジンハシ	天狗沢大久保線	8.7	C 1	II	
桑ノ木原橋	クワノキハラハシ	上桑ノ木原線	2.4	B	I	
鳥居坂橋	トリイザカハシ	鳥居坂桜橋線	19.0	C 1	II	
菩提沢橋	ボダイザワハシ	大下村中巡回線	9.1	C 1	II	
中村橋	ナカムラハシ	中村線	12.2	M	I	
南畠橋	ミナミハタハシ	獅子平線	10.5	C 1	II	
獅子平橋	シシダイラバシ	獅子平外道線	12.1	C 1	II	
安寺橋	アテラハシ	安寺前屋線	12.5	C 1	II	
下芦沢橋	シモアシザワハシ	小川線	11.1	M	I	
立岡橋	タチオカハシ	下芦沢村中2号線	7.0	C 1	II	
古沢橋	フルサワハシ	平見城1号線	5.0	C 1	I	
山神平橋	ヤマガミダイラハシ	平見城1号線	5.0	C 1	I	
古森橋	コモリハシ	楯無上の山線	4.9	C 1	I	
北原橋無橋	キタハラタナシハシ	下今井駒沢線	3.2	M	I	
米笠橋	ヨネカサハシ	田畠笠石線	8.5	C 1	I	
梅ノ木橋	ウメノキハシ	田畠笠石線	8.0	C 1	II	
中村条橋	ナカムラジョウハシ	中村条峠の腰線	11.0	C 1	II	
岩森橋	イワモリハシ	下今井駒沢線	150.0	C 1	II	
新田橋	シンデンハシ	団子笠石線	2.9	B	I	
堰西2号橋	セギニシニゴウハシ	大垈滝坂線	2.5	M	I	
東川橋	ヒガシガワハシ	山本中村条線	10.5	B	I	
下志田橋	シモシダハシ	志田山本線	11.3	B	I	
大田橋	オオノタバシ	釜無川サイクリングロード線	28.1	C 1	II	
新町橋	シンマチハシ	双田線	13.1	M	II	
用の沢橋	ヨウノサワハシ	穂坂上の山線	9.5	M	II	
陣屋橋	ジンヤハシ	田畠上志田線	10.5	C 1	II	
新町橋歩道橋	シンマチハシホドウキョウ	双田線	15.9	A	I	
無名	ムメイ	法定外公共物	19.9	C 1	II	
無名	ムメイ	法定外公共物	16.8	C 1	II	

3. 点検結果のまとめ

対策区分の判定結果を表-4に、健全性の診断結果を表-5に示します。

表-4 対策区分の判定結果

判定区分	判定の内容	橋梁数
A	損傷が認められていないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。	1
B	状況に応じて補修を行う必要がある。	9
C 1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	22
C 2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	0
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	0
E 2	その他、緊急対応の必要がある。	0
M	維持工事で対応する必要がある。	8
S 1	詳細調査の必要がある。	0
S 2	追跡調査の必要がある。	0

表-5 健全性の診断結果

区分	定義	橋梁数
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。	20
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	20
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	0
IV 緊急処置段階	道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	0

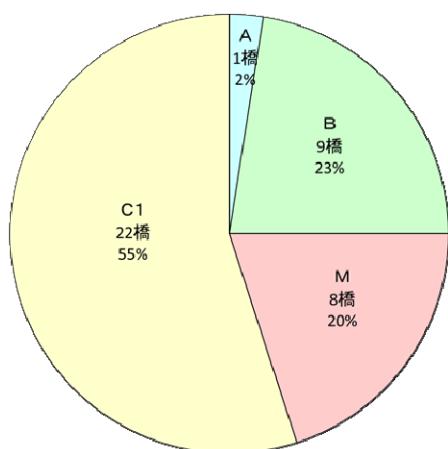


図-1 対策区分の判定結果

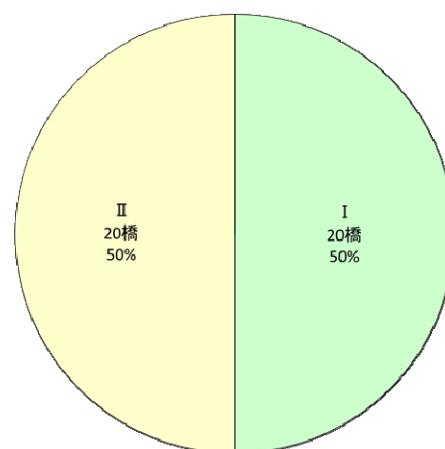


図-2 健全性の診断結果

点検結果より”道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態”の橋梁は確認されませんでした。なお”予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい”橋梁が全体の半数を占めていますので、これらの橋梁については、計画的に順次対策を進めていく予定です。